

## 103万円の壁の見直しについて

政府・与党は令和7年度税制改正で、所得税非課税枠（いわゆる103万円の壁）の引上げを決定しました。ただし、協議相手の国民民主党との合意には至っておらず、今後更なる見直しの議論が行われる可能性もありますが、取り急ぎ今回の税制改正に関するトピックスとしてまとめました。

### ✚ 非課税枠見直しの概要（※記載の各テーブルは所得税のもの）

見直しは、①基礎控除額の引上げ、②給与所得控除額の引上げ、③特定親族特別控除（仮称）の新設、の主要3項目で構成されます。（※所得税の適用開始は2025年分から）

#### ① 基礎控除額の引上げ（※改正は所得税のみ、住民税は改正なし）

合計所得金額が2,350万円以下の基礎控除額を10万円引き上げ、58万円とする。

現行		改正後	
納税者本人の合計所得金額	控除額	納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円	2,350万円以下	58万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,500万円超	0円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
		2,500万円超	0円

#### ② 給与所得控除額の引上げ（※改正は所得税住民税とも）

給与所得控除の最低保障額について10万円引き上げ、65万円とする。

現行		改正後	
給与等の収入金額	控除額	給与等の収入金額	控除額
1,625千円以下	55万円	1,900千円以下	65万円
1,625千円超 1,800千円以下	収入額×40%-10万円	1,900千円超 3,600千円以下	収入額×30%+8万円
1,800千円超 3,600千円以下	収入額×30%+8万円	3,600千円超 6,600千円以下	収入額×20%+44万円
3,600千円超 6,600千円以下	収入額×20%+44万円	6,600千円超 8,500千円以下	収入額×10%+110万円
6,600千円超 8,500千円以下	収入額×10%+110万円	8,500千円超	195万円
8,500千円超	195万円		

#### ③ 特定親族特別控除（仮称）の新設（※改正は所得税住民税とも。住民税の控除額上限は45万円）

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等がいる場合、居住者の所得から控除する。

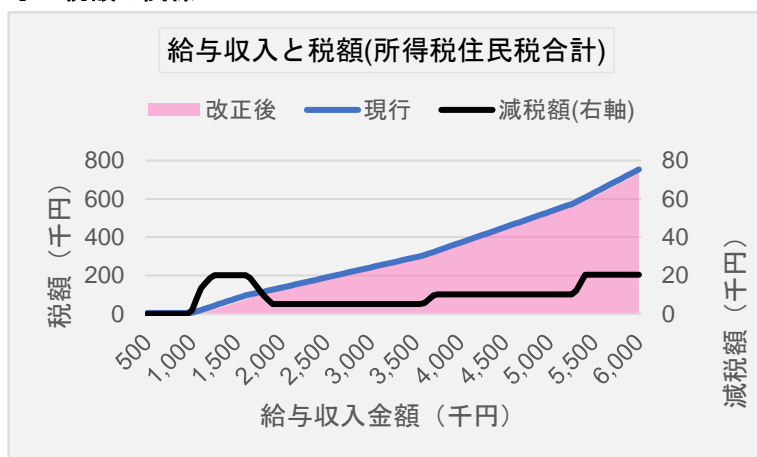
	親族等の合計所得金額	控除額	
		現行	改正後
扶養控除（特定扶養親族）	48万円以下	63万円	63万円
	48万円超 58万円以下		
特定親族特別控除（仮称）	58万円超 85万円以下	0円	63万円
	85万円超 90万円以下		61万円
	90万円超 95万円以下		51万円
	95万円超 100万円以下		41万円
	100万円超 105万円以下		31万円
	105万円超 110万円以下		21万円
	110万円超 115万円以下		11万円
	115万円超 120万円以下		6万円
120万円超 123万円以下	3万円		

なお、税制改正の大綱では、当該見直しに対し「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」とのタイトルが付けられています。今回の見直しは、インフレによる実質的な税負担増が生じないように調整をすとの位置付けで、減収額は国と地方あわせて年間 6580 億円に留まります。

#### ✚ 減税額の試算

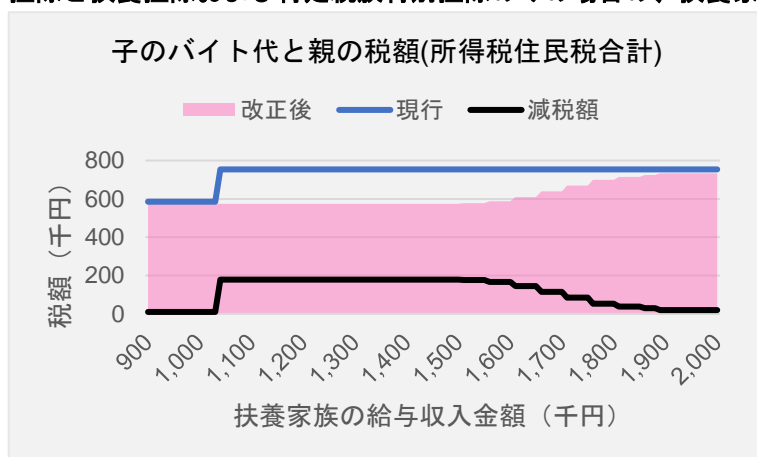
ではこの改正が、どれだけの減税効果となるのかを試算してみます。

#### 【ケース①】 単身サラリーマン、収入は給与のみ、控除は基礎控除と給与所得控除のみの場合の、給与と税額の関係



この場合、給与収入金額 140 万円前後および 540 万円以上のゾーンで減税効果が大きくなりますが、それでも 2 万円程度に留まります。基礎控除と給与所得控除の合計が所得税の場合で最大 20 万円増額されるだけなので、このような効果に留まります。収入が多くなると減税額が大きくなるのは、所得税率が累進になっているためです。

#### 【ケース②】 扶養家族あるサラリーマン、収入は給与と年収 600 万円のみ、控除は基礎控除と給与所得控除と扶養控除および特定親族特別控除のみの場合の、扶養家族の給与と親の税額の関係



この場合、扶養家族(大学生の子供)の収入金額の水準によっては、親の税額に大きな影響を与えることがわかります。現行では子のバイト代が 103 万円を超えると所得税の場合で 63 万円ある扶養控除が無くなるため、税額が一挙に 17 万円ほど増えます。改正後は控除の仕組みが変わり、控除額がずっと保たれるため、大きな減税効果が生まれます。

こうしてみると、政府の改正案は、手取りの所得を増やすための政策というよりは、大学生のアルバイトを促進するための政策のように思えます。確かにバイトをはじめとする人手不足は深刻ですが、国民民主党の提案する政策とは性質や目的が大きく異なります。自民・政府と国民民主党の今後の協議はかなり難航するかもしれません。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒105-0012  
東京都港区芝大門 1-1-32  
御成門エクセレントビル 8 階

TEL : 03-6459-0161 FAX : 03-6435-7717  
mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先